

# 変更手続きフロー例/「事業譲渡等」変更の場合



事業譲渡等の変更は、譲渡する発電設備の登録者を譲渡される登録者へ変更した後に、変更手続きにて事業者の変更をします

## ●事業譲渡する事業者の手順 ※マイページに事業者IDでログインした状態で行います

画面上[認定設備一覧]ボタン押下（認定設備一覧検索画面へ遷移）



該当発電設備の情報を入力し「検索」ボタン押下（一覧が画面下に表示）

該当発電設備の「参照」ボタン押下（設備詳細画面へ遷移）

※共通手順



画面下「登録者変更」ボタンを押下（登録者変更画面へ遷移）

[登録者のログインID]に譲渡される事業者の登録者ログインIDを入力

「内容確認」ボタン押下（登録者変更確認画面へ遷移）

同意する旨のチェックボックスをチェックし「登録」ボタン押下（登録者変更完了画面へ遷移）

## ●事業譲渡される事業者の手順 ※マイページに登録者IDでログインした状態で行います

※共通手順を行います

画面下「変更認定申請」ボタンを押下（情報入力画面へ遷移）

事業者情報[事業者名を変更しますか?]にて「新たに事業者を登録します」にチェック

[設備利用者区分]を選択

[法人個人区分]を選択

その他の事業者情報を入力

画面下「内容確認」ボタン押下（内容確認画面へ遷移）



画面下「保存して次に進む」ボタン押下（書類添付画面へ遷移）

必要書類を添付(※次ページ参照)

画面下「申請」ボタン押下（変更完了画面へ遷移）



必要書類は以下の通りです。

## ●法人 又は 個人の場合

- ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書【原本】
- ②（法人の場合）双方の履歴事項全部証明書【原本】  
（個人の場合）双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】 又は 戸籍謄(抄)本【原本】のいずれか
- ③双方の印鑑証明書【原本】
- ④土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本【原本】、不動産売買／賃貸借契約書等）
- ⑤裁判所による破産管財人証明書（破産による譲渡の場合のみ）

## ●地方自治体等公共機関の場合

- ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書
- ②公印規程
- ③土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本【原本】、不動産売買／賃貸借契約書等）

※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要